

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	空気抽出器蒸気圧力調整弁の点検において、ベローズ部に損傷が認められたため、当該弁の弁体、弁棒及びベローズ機構を交換	GⅢ	
2	1号機	復水前置ろ過装置逆洗用空気ろ過器ドレントラップの点検において、動作不良が認められたため、当該ドレントラップを交換	GⅢ	
3	2号機	タービン建屋天井クレーン装置の内、25トン補巻き用フックの巻下げ操作中、当該クレーンの故障を示す警報表示灯の点灯と同時に停止したため、当該装置を点検・修理	GⅢ	
4	4号機	高圧注水系ポンプ駆動用タービンが停止しているにも関わらず、当該タービンの「回転数高」を示す制御用信号により過渡現象記録装置が自動起動したため、原因を調査	GⅢ	
5	4号機	屋外消火系ろ過水止弁（V-306）のグランド部に著しい腐食及び水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
6	4号機	主復水器の逆洗操作中、主復水器（C）第2水室出口圧力計に指示値不良（OMP aを指示）が認められたため、当該圧力指示計を点検・調整	GⅢ	
7	4号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）用潤滑油ポンプ（2）のフランジ接続用締付けボルト部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
8	6号機	定期点検長期計画表の実績調査において、本来、第19回定期検査で点検を実施すべき機器の点検実績が確認できないことが認められたため、対応検討	GⅡ	
9	6号機	制御棒駆動水圧系の原子炉スクラム用空気圧力調整弁（B）調節器のツマミが破損したため、当該調節器を点検・修理	GⅢ	
10	6号機	制御棒駆動水圧系の原子炉スクラム用空気圧力調整弁（B）出口側フランジ接続部よりエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅡ	
11	6号機	廃棄物処理建屋中央制御室用空調機に温度制御不良が認められたため、当該空調機を点検・修理	GⅢ	
12	6号機	制御棒駆動水圧系の原子炉スクラムパイロット弁制御用空気切替元弁のグランド部よりエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
13	6号機	屋外に設置されている配管等凍結防止用ヒーター制御盤の扉ハンドルに操作不良（表側扉：ロック操作不可、裏側扉：開閉不可）が認められたため、当該扉ハンドル（2箇所）を点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	集中環境施設	共用サプレッションプール水サージタンクのベント設備制御盤の警報確認テストにおいて、ベル鳴動装置に動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	G III	
15	集中環境施設	シャワードレン処理系ドレン収集タンク（A）入口弁の点検において、フレキシブル電線管のコネクタ部に破損が認められたため、当該電線管を点検・修理	G III	